

## 沼津市国民保護協議会委員の任命に関する要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第4項に基づき、市長が任命する委員の所属する機関及び役職について定めるものとする。

### 第2 指定地方行政機関の職員の任命委員

市長が指定地方行政機関の職員のうちから任命する委員は、次の表の左欄に掲げる機関において同表の右欄の職にある者とする。

機 関 名	役 職 名
国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所 海上保安庁第三管区海上保安本部清水海上保安部	所長 部長

### 第3 自衛隊に所属する者の任命委員

市長が自衛隊に所属する者のうちから任命する委員は、次の表の左欄に掲げる機関において同表の右欄の職にある者とする。

機 関 名	役 職 名
陸上自衛隊第34普通科連隊	第5中隊長

### 第4 県の職員の任命委員

市長が県の職員のうちから任命する委員は、次の表の左欄に掲げる機関において同表の右欄の職にある者とする。

機 関 名	役 職 名
静岡県東部地域局	東部危機管理監
静岡県東部保健所	所長
静岡県沼津土木事務所	所長
静岡県沼津警察署	署長

第5 市の教育委員会及び市の区域を管轄する消防の職員の任命委員

市長が市の教育委員会及び市の区域を管轄する消防職員のうちから任命する委員は、次の表の左欄に掲げる機関において同表の右欄の職にある者とする。

機 関 名	役 職 名
沼津市教育委員会	教育長
駿東伊豆消防組合	沼津南消防署長

第6 市の職員の任命委員

市長が市の職員うちから任命する委員は、次の表の職にある者とする。

職 名
副市長
危機管理監
水道部長
総務部長

第7 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員の任命委員

市長が指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命する委員は、次の表の左欄に掲げる機関において同表の右欄の職にある者とする。

(1) 指定公共機関

機 関 名	役 職 名
中日本高速道路株式会社東京支社御殿場保全・サービスセンター	所長
N T T 西日本株式会社静岡支店	支店長
東京電力パワーグリッド株式会社	静岡総支社長
日本通運株式会社静岡支店沼津営業所	沼津営業部長

(2) 指定地方公共機関

機 関 名	役 職 名
静岡ガス株式会社	東部センター長
一般社団法人静岡県LPガス協会東部支部沼津地区会	地区長
一般社団法人静岡県トラック協会東部支部	支部長
株式会社静岡新聞社・静岡放送株式会社東部総局	東部総局長

## 第8 知識又は経験を有する者の任命委員

市長が知識又は経験を有する者から任命する委員は、次の表の左欄に掲げる機関において同表の右欄の職にある者とする。

機 関 名	役 職 名
沼津バス協会	会長
静岡県石油商業組合沼津支部	支部長
一般社団法人沼津医師会	会長
沼津市自治会連合会	会長
沼津市消防団	団長
エフエムぬまづ株式会社	代表取締役
社会福祉法人沼津市社会福祉協議会	会長
沼津市赤十字奉仕団	委員長

付則

この要綱は、平成18年5月16日から施行する。

付則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成19年1月5日から施行する。

付則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成29年5月17日から施行する。

付則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。